

介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年九月二十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第五十六号

介護保険法施行細則の一部を改正する規則

介護保険法施行細則（平成十二年広島県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号中「第四条の規定により登録されている賃貸住宅であることを証する書類」を「第五条の申請書の写し」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 高齢者の居住の安定確保に関する法律第六条第三項の規定による通知に係る文書の写し

別記様式第二十七号中

「 1 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録がされていることを証する書類

2 「高齢者円滑入居賃貸住宅登録申請書」の写し 」を

「 1 「高齢者円滑入居賃貸住宅登録申請書」の写し

2 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の通知に係る文書の写し 」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。